

令和4年度 事業計画

はじめに

当法人は障害があるというだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を発揮することができない人たちに対して、就労するための訓練を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援、地域住民との交流に寄与することを目的としています。

2019年からの新型コロナウイルス感染症の状況が続く中、障害福祉の現場は利用者やその家族、また地域の人たちの命と健康、くらしを守る努力を続けていますが、障害のある人たちは、さらに大きな不安や困難な状況を強いられている状況です。今回のような非常時にこそ、障害福祉サービスは障害者を含む地域生活を支える社会インフラだと考えます。今後も当法人は出来る限りの感染症対策を行い、利用者の生活に直結するサービスを守り、従業員の雇用を守る事業を継続していきます。

また、パワーハラスメント防止対策が令和4年4月1日より義務化されたのを受け、当法人においても相談窓口と責任者の設置、職員への研修を実施していきます。(虐待防止を含む)

1. 従業者への研修の実施
2. ハラスメント防止委員会の設置（虐待防止委員会を含む）従事者への周知徹底
3. 防止等のための窓口、責任者の設置

・特定非営利活動に係る事業

事業名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
事業内容	就労継続支援A型（定員30名）
事業日程	令和4年4月1日～令和5年3月31日
実施場所	大阪府八尾市南亀井町4丁63-1
対象者	大阪府内の知的障害者等
収益見込	収入105,000,000円 支出84,000,000円

事業の方針

(1) 就労継続支援A型（八尾自立支援センター）

- ・継続した収入確保のための営業
- ・従業員スタッフの研修の充実（資格取得、利用者理解、危機管理など）
- ・定期的な個別ケース会議の実施
- ・利用者の体調管理の把握及びフォロー

- ・作業が難しい利用者への作業の掘り起こし
- ・利用者の利用日数を増やし給与 UP に繋げる

(2) その他の事業に関する事項

- ・就労継続支援 B 型を併設しての多機能型への移行（令和 5 年度）
- ・共同生活援助の設置の準備及び制度の理解

就労継続支援 A 型での雇用継続が難しい利用者及び新規利用者の受け皿として B 型事業所を併設し多機能型への移行を考えていく。

現在数名の利用者がグループホームから通所しており、他にも保護者の高齢化のためグループホーム等への入所を希望する利用者が増えてきていることに対処するため、利用者の障害特性を理解している当法人内で共同生活援助の場を提供することは、本人だけでなく保護者の希望でもある。